

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談

2. 日時：令和5年8月31日（木）15時30分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁 6階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、松田室長補佐、佐藤室長補佐、新井安全審査官、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）

廃炉・安全品質室 担当1名（Web会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当4名（うちWeb会議システムによる出席2名）

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

担当9名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

● 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

➤ 放射性物質分析・研究施設第2棟における安全上重要な施設、使用許可基準規則第22条及び第29条の考え方及び適合方針案

➤ 鉄セル遮蔽体の耐震性評価に係る指摘事項に対する回答

➤ まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性（天井クレーン関係）

● 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

（鉄セル遮蔽体の耐震性評価関係）

➤ 鉄セルの耐震性評価について、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合においても確認したとおり、今回評価を行った基礎ボルト部以外の部位も含めた鉄セル全体として、コンクリートセルに対して波及的影響を与えるものではないという主旨がわかるように資料に示して説明すること。

（天井クレーンの波及的影響関係）

➤ 天井クレーンによる波及的影響評価の前提として、今回評価を行ったものとは異なるもう一台の天井クレーンも含めて、耐震Sクラス設備周辺に設置される機器、設備等のうち波及的影響を与える可能性があるものを整理した上で、耐震設計等の対策を資料に示して説明すること。

➤ 天井クレーンの波及的影響に係る耐震評価について、例えばトロリ質量はクレーンガーダの中央部に設定していること、中央部は端部と比して評価上の厳しさの

観点から適切であること、地震力は水平2方向と鉛直方向を考慮していること等の評価条件の詳細とその評価条件を設定した根拠を資料に示して説明すること。また、フック、ワイヤーロープ等の吊具の強度等についても評価して資料に示して説明すること。

- 解析に使用しているプログラムについて、耐震評価全体のフローを示してそのうちどの段階で何を解析するためにどのプログラムを使用しているのか、また当該プログラムを使用することの妥当性も含めて資料に示して説明すること。

(安全上重要な施設、設計評価事故、多量放出事故関係)

- 安全上重要な施設については、使用許可基準規則第1条第2項第4号の定義にもあるとおり、異常発生防止系のみではなく設計評価事故時の異常影響緩和系も含まれることを踏まえた選定を行うこと。
- 設計評価事故、多量の放射性物質等を放出する事故における被ばく影響評価については、個々の設備ごとに想定される異常事象による被ばく線量の評価に加えて、地震等の共通した起因事象による異常事象については対象となる設備の被ばく線量を合算した評価も行うこと。
- 被ばく影響評価のために算出している被ばく線量について、評価条件となる放出核種や放出量の設定根拠、実効放出時間の考え方等を資料に示して説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟における安全上重要な施設、使用許可基準規則第22条及び第29条の考え方及び適合方針について
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（鉄セル遮蔽体の耐震性評価に係る指摘事項に対する回答）
- まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性（抜粋）

以上